

河内町告示第51号

平成27年第4回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月9日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成27年11月27日

2. 場 所 河内町議会議場

平成27年第4回（12月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	11月27日	金	午前10時	本 会 議	開会 議員派遣の報告 議案上程 提案理由の説明 議案第1号～議案第8号 議案説明 請願第1号 常任委員会付託 散会
2	11月28日	土		休 会	議案調査
3	11月29日	日		休 会	議案調査
4	11月30日	月	午前10時	委 員 会	常任委員会
5	12月1日	火		休 会	議案調査
6	12月2日	水		休 会	議案調査
7	12月3日	木		休 会	議案調査
8	12月4日	金	午前10時	本 会 議	開議 一般質問 議案第1号～議案第8号 質疑・討論・採決 付託案件に対する常任委員長報告 請願第1号 質疑・討論・採決 委員会提出議案 質疑・討論・採決 閉会

平成27年第4回  
河内町議会定例会会議録 第1号

平成27年11月27日 午前10時00分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	篠田	英一君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	牧山	龍雄君	9番	福智	正之君
10番	廣瀬	裕君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	吉田	茂久君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	椿	法男君
経済課	長	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	林	博行君
福祉課	長	大槻	正己君
出納室	長	石山	和雄君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

## 1. 会議録署名議員

7番 星野初英君

8番 牧山龍雄君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成27年11月27日（金曜日）

午前10時00分開会

#### 議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告

日程4. 諸報告

日程5. 議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例

議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）

議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程6. 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告

日程4. 諸報告

日程5. 議案第1号

議案第 2 号  
議案第 3 号  
議案第 4 号  
議案第 5 号  
議案第 6 号  
議案第 7 号  
議案第 8 号

日程 6. 請願第 1 号

---

午前 10 時 08 分開会

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまより平成27年第4回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（篠田英一君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） それでは、

7 番 星 野 初 英 君

8 番 牧 山 龍 雄 君

兩名を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日11月27日から12月4日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日11月27日から12月4日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容はお手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 日程 3、議員派遣の報告です。

去る11月10日県南町村議会議員大会が開催され、当議会より9名の議員が参加しました。  
ここで、代表して星野初英君に報告をお願いいたします。  
星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） おはようございます。県南町村議会議員大会の報告をさせていただきます。

平成27年11月10日、阿見町総合保健福祉会館において、県南町村の議会議員が一堂に会し、県南町村議会議員大会が開催されました。

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては、少子高齢化や過疎化の中で依然として厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退しています。

加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず、我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けて解決すべき課題が山積しています。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復興への取り組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要であります。

国は、本年、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入された提案募集に対する地方公共団体等からの提案を踏まえた第5次一括法を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものであります。

以上を踏まえて、我々議会人は、県南町村議会議員大会を開催し、地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動していくことを宣言いたしました。

その後、明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏による地方創生と自治体議会の役割と題し、講演会が行われました。この講演会では、地域社会の変化にどのように対応するのか。問題は人口減少による都市圏への集中であり、深刻なのは大都市の未来である。地方分権に対応した議会機能の強化に向けて、拡大する自己決定・自己責任の政治システムの重要性、また、地方創生の主役は自治体である等、今まさにどの自治体でも取り組んでいる課題について大変意義深く聴講することができました。

今後は、今大会を糧に、議員それぞれが町行政の議決機関として研さんを積み、より一層開かれた議会を目指し、町発展のため努力してまいりたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

○議長（篠田英一君） 日程4、諸報告です。

大野教育長より報告をお願いいたします。

大野教育長。

〔教育長大野 繁君登壇〕

○教育長（大野 繁君） 中学生の海外英語研修に関する報告をさせていただきます。

11月8日から15日、1週間ですが、この期間に実施しましたハワイの中学生海外英語研修について報告させていただきます。

昨年度から、これまでの海外視察研修をさらに充実した内容として、英語圏の中学校との交流が可能かどうか検討してまいりました。その結果、間もなくスタートする小中一貫教育の一つの柱として、英語教育のさらなる充実のためにもぜひとも実現したいとの思いから、雑賀町長さんの率先した企画力と町議会のご理解をいただき、今回実施できる運びとなったわけです。

まず、この研修が意義あるものとするために、学校交流を視野に入れ、参加生徒17名の事前研修が必要であるとの考えから、引率者である金江津中学校市村美絵先生、河内中学校大谷拓矢先生の協力をいただき、夏休みから7回にわたって英会話と日本の伝統遊びを中心に研修を行いました。

特に河内町からの交流訪問であることを紹介するためのプレゼンテーションの練習が課題でありました。英語でのスピーチ、河内町をアピールするための演出のプログラム構成が大変でありました。参加生徒17名の自主性と両先生のご指導がありまして、素晴らしいプレゼンテーションの内容が完成しました。

このような準備をして、いよいよ11月8日ハワイに向けて出発したわけですが、子供たち、生徒たちは期待と一抹の不安を持って成田国際空港を飛び立ち、ハワイ時間19時間の時差がありますので、11月8日午前8時前にハワイ空港に到着しました。

到着して、市内観光をしながらホテルに向かいました。翌日9日からいよいよ交流開始になるわけですが、最初のル・ジャルダン・アカデミーに向けて出発をし、9時過ぎに目的地に到着し、交流がスタートしたわけです。

最初の歓迎セレモニーでは、ル・ジャルダン（幼小中高の私立学校で640人が在学）の校長先生の歓迎の言葉の後に、同校の高校生による素晴らしいハワイアン演奏と華麗なフラダンスが披露されました。

続いてこちらからのプレゼンテーションなんですが、河内の町章の入った法被、かわちフェスタ等で職員が着ているものなんですが、これを身にまとった17名の生徒たちは、英語のスピーチ、さらにコーラスを3曲、ダンスを3曲、堂々と発表しました。そして、このダンスの最後が河内稲穂音頭だったんですが、これを踊っている際に、ル・ジャルダン・アカデミーの生徒が、突然ですが、ステージに数名駆け上がりました。これをきっかけに場内が総立ちになりまして、会場全員で河内稲穂音頭を踊るような流れになりまして、ア

ンコールもありまして2曲踊ったようになります。

生徒たちは、この状況からして、これまで緊張していたわけですが、かなり緊張の糸がほぐれまして以後の活動がスムーズに進行できました。

そして2日目には、生徒たちの要望で、ウクレレの演奏を教えてほしいということがありまして、練習が開始されたんですが、17名全員には同時に指導できないということで、五つの班に分かれまして一つの班ずつ指導いただきました。残りの4班は体育館で行ったんですが、向こうの高校生がバスケットボールと一緒に遊んでくれていました。

この高校生がすばらしくて、当然バスケットボールに慣れた高校生たちなんですが、河内から行ったこの17名の生徒たちに、ゴール下になるとパスをしてくれるんです。何本かシュート入ったりして、河内の生徒たち17名はすごく喜んでバスケットにも興じられたということで、この子供たちの思いやりのすばらしさが印象に残りました。

2日間の研修の折、給食も与えられたわけですが、この給食は、食物アレルギーに対応したおいしいものでした。当然、17名の生徒たちは完食できました。

2日間終わりました、11日は、ハワイ州の学校が全て休業日となりますので、この日に観光も合わせたんですけれども、ハワイにあるお寺の宿坊にてお世話になりました。当然、宿坊ですので、自炊の生活が始まり、みんなでその準備をしたり、住職からは座禅の修養もさせていただきました。このときに住職のほうから全員が、「がんばれ たのしく きちんとやれ」というようなありがたいお言葉をいただき、さらに子供たちの振る舞いを見ておられて、「この17名の子供たちは履物をきちんとそろえるしつけができていたんですね。」というお褒めの言葉もいただきました。当然、日本でもなかなか体験できないような貴重な体験ができたと思います。

明けまして12日、13日と二つ目の交流校でありますウィーラー・ミドルスクールのほうに参ったわけですが、ル・ジャルダン・アカデミーでの交流で子供たちかなりの自信を持ちましたので、ここでは積極的に授業等に参加し、特にふれあいの授業の中では、折り紙や習字、向こうの子供たちすごい興味を持ってくれたんですが、電子黒板等を使いながら実際に折る姿、折り方を教えたり、習字の書き順を教えたりということで、ウィーラー・ミドルスクールの生徒たちにはすごく好感を持たれ、また興味を持っていただきました。

このような交流を通しまして、この17名の生徒たちは、自然と、「アロハ」とか「マハロ」（マハロというのはありがとうという言葉）と、挨拶がきちんとできるように成長してまいりました。

このハワイの地で現地校との交流を通じて、一日一日を大切に過ごした17名の姿から、彼らの得たものは大きかったものと確信できます。私も団長として参加させていただき、8日間の研修がまずは大過なく終了できたこと、それから参加した17名の生徒たちにとって意義深い研修であったことを報告申し上げます。

最後になりますが、関係各位に感謝するとともに、次年度に向けまして幾つかの改善点



もありますので、それらをじっくりと練り直し、さらに有意義な計画のもとに実施してまいりたいと考えております。ご支援ありがとうございました。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

---

○議長（篠田英一君） 日程5の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さんおはようございます。平成27年河内町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提出案件の提案理由をご説明申し上げる前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの臨時議会におきまして、皆様のご理解により、小中一貫校校舎建設工事請負契約につきまして可決していただきました。今日まで、当町の教育環境につきましては長い間議論をしてまいりました。その間さまざまなお意見もいただきましたが、これによりまして、当町は新設統合校による小中一貫教育という新たな形で教育を進めていくこととなります。

一貫校の教育施策の一つは、充実した英語教育、英語に重点を置いた教育です。その一環といたしまして、ただいま大野教育長から報告がありましておおり、中学生を英語研修のためハワイに派遣いたしました。参加した生徒にとりましては、有意義で思い出深い研修になったものと確信しております。

鬼怒川の決壊など大きな被害をもたらした関東・東北豪雨の記憶もまだ新しいところがありますが、あさつての29日、3月に引き続き2回目の総合防災訓練を実施いたします。今回は、茨城県南部を震源とする直下型地震が発生し当町では震度6弱を観測したとの想定のもと、金江津地区を中心として実施します。

災害はいつ起こるかわかりません。常に防災や減災に対する意識、知識を持っていることが大切なことではないかと思えます。議員の皆様にも、ぜひご参加いただければと思っております。

間もなく師走です。皆様におかれましても、健康に十分留意されまして、町の発展のため、郷土の未来のため、引き続きご活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次ご説明申し上げます。

議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を条例で定めるものです。

議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について及び議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、関係条例の改正を行うものです。

議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、河内町個人情報保護条例の一部を改正するものです。

議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、国税における平成26年度改正及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、河内町税条例の一部を改正するものです。

議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1億841万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億348万2,000円とするものです。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、国庫支出金2,280万5,000円、県支出金2,974万3,000円、町債3,700万円を増額するものです。

歳出予算の主なものにつきましては、民生費1,136万4,000円、農林水産業費2,881万3,000円、教育費6,371万7,000円を増額するものです。

第2表の債務負担行為につきましては平成28年度当初から契約の履行が必要となる事業12件を、第3表の地方債につきましては屋内運動場防災機能強化事業をそれぞれ追加設定するものです。

議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,951万3,000円とするものです。

歳入につきましては、繰越金27万6,000円を増額するものです。

歳出につきましては、諸支出金27万6,000円を増額するものです。

議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に157万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,072万2,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金157万3,000円を増額するものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金157万3,000円を増額するものです。

以上、議案第8件につきましてご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第1号から議案第8号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものであります。

本件は、庁内関係各課の事務において個人番号を利用することを目的に、その利用について必要な事項を条例で定めるもので、今回は、医療福祉費支給マル福に関し個人番号を利用するためのものであります。

この条例の施行日は平成28年1月1日です。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

次に、議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるために本条例を制定するとともに、河内町農業委員会委員定数条例を廃止するものであります。

主な内容は、農業委員会の委員について、選挙及び選任制度が廃止され、議会の同意を要件とする市町村長による任命制に変更になることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき農業委員会の委員の定数を10人とするとともに、同法第18条第2項の規定に基づき農地利用最適化推進委員の定数を8人とするものです。

条例の施行期日は平成28年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

次に、議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

について担当課長に説明を求めます。

諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、河内町証人等に対する実費弁償に関する条例を改正するものであります。

主な内容は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定条文の改正をします。

条例の施行期日は平成28年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号（以下番号法という。）の施行に伴い、河内町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容につきましては、番号法附則第1条第5号の規定により、特定情報の情報連携等を開始するに当たり、情報提供に関する規定及び情報提供等記録に関する規定を加えるものであります。

なお、情報提供等記録とは、特定個人情報（以下情報という。）の提供の求め、又は提供を受けた場合に、その情報について情報提供ネットワークシステムを利用したものの記録であり、当該記録については政令の定めにより一定期間保存されることとなります。

以上であります。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

第1条については、国税における平成26年度改正を踏まえ、地方税法第15条の申請による猶予制度の設立、分納方法、担保等について改正が行われたことにより、市町村においても地域の実情に応じて猶予の条件、申請期限等について条例に定めることが必要となっ

たため、河内町税条例の第8条から第17条を改正するものであります。

また、第2条については、地方税法施行規則の一部を改正する省令が9月30日に公布されたことにより、平成27年3月31日に改正した税条例の一部を改正するものであります。

施行期日について、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

ただし、第2条の規定については公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

議案第6号は、平成27年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に1億841万6,000円を追加し、予算の総額を48億348万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきまして、国庫支出金の国庫補助金は防災機能強化事業に係る交付金2,101万5,000円の計上であり、県支出金の県補助金は農地の集積などに係る協力金2,777万7,000円の計上、町債は防災機能強化事業に係る地方負担分として3,700万円を増額計上するものであります。

歳出の主なものにつきまして、民生費の社会福祉費は自立支援給付費などの過年度精算に係る返還金257万4,000円の計上であり、児童福祉費は該当者増による委託保育料413万5,000円の計上、農林水産業費の農業費は地域集積協力者、経営転換協力者などへの補助金2,777万8,000円を増額計上であります。

教育費の小学校費は、金江津小学校の屋内運動場天井落下防止に係る委託費及び工事費として1,965万7,000円、中学校費は河内、金江津両中学校の屋内運動場天井落下防止に係る委託費及び工事費として4,277万4,000円をそれぞれ増額計上するものであります。

第2表の債務負担行為につきましては、来年度当初に契約の履行が必要なもので今年度中に適正な契約行為を行うもの12件を設定するものであります。

第3表の地方債につきましては、屋内運動場天井落下工事に係る起債額を設定するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ15億4,951万3,000円とするものであります。

歳入は、10款繰越金、1項繰越金27万6,000円を増額するものであります。

歳出は、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金27万6,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ157万3,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ9,072万2,000円とするものであります。

歳入は、3款繰入金、1項一般会計繰入金157万3,000円を増額するものであります。

歳出は、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金157万3,000円を増額するものです。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第2号 河内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議案第3号 河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 河内町個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第5号 河内町税条例等の一部を改正する条例、議案第6号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第6号）、議案第7号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の計8件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、12月4日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（篠田英一君） 日程6、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により提案理由の説明を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は所管の教育厚生常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件の審査結果につきましては、最終日12月4日本会議において常任委員長による報告をお願いいたします。

---

○議長（篠田英一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は12月4日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時46分散会